|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 交通労連関西地方総支部 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【各種業種別部会の要求基準】  ○トラック部会  　・現行所定内賃金6.5％以上(定昇相当分[賃金カーブ維持分]を1.5％[3,648円]、賃上げ分[格差是正  　　及び物価上昇分]5.0％以上[12,160円]、合計平均15,800円）。  但し、単組、企業及び地域の実態を踏まえた要求を可能とする。  ○軌道・バス部会  　・定期昇給相当分(賃金カーブ維持分)＋α(社会情勢を考慮した水準)を要求。   1. 物価上昇分：α＝2023消費者物価2.5％予測 2. 地域最賃：全国平均で43円引き上げ、平均1,004円   　　　(3)人への投資：働く者のモチベーションの向上、労働力確保  ○ハイヤー・タクシー部会  　・月例給に重きを置き5.00％程度の賃上げをめざす。   1. 定期昇給相当分(賃金カーブ維持分)として年収の0.33％   (2)実質生活向上分・物価上昇分・格差是正分として年収の3.00％  ○自動車学校・一般業種部会  　・賃金カーブ維持分(定期昇給見合い分) 4,500円とベースアップ分(過年度物価上昇分3％程度)を踏まえた12,000円。 | | １　労働時間短縮の取り組み  　（1）交通運輸産業は、特性として総労働時間の一律的な短縮は困難　→　勤務シフトや業務分担の見直し  （2）労働時間短縮と年収確保の両立　→　必要な労務費を運賃・料金に反映  （3）人手不足によるやむを得ない連続勤務　→　適正な人員配置による安全対策の強化  ２　65歳（選択）定年制の実現と60歳以降の処遇改善  ３　ハラスメント防止対策  ４　育児・介護・治療との両立支援  ５　男女共同参画・女性活躍推進と「男女の賃金の差異」の積極開示  ６　健康起因事故防止・メンタルヘルス対策  ７　退職金の引き上げ・保全・確保と労災付加給付制度  【要求内容の具体的事例】  ・上記１から７をふまえた要求内容の具体的事例は以下のとおり。  《賃金関係》  ・基本給の引き上げ／職能給／歩合給の見直し、賃金の底上げ、賃金体系／規定の見直し、56歳以降の賃金カット撤廃、  初任給の改定、長距離乗務員の賃金見直し、資格取得制度、給料明細の透明化  《乗務員負担の撤廃・軽減》  　・帰路高速料金の取り扱い、各種割引制度の廃止／見直し、電子マネー決済手数料の会社負担  《雇用関係》  　・適正な人員確保、全額休業補償の継続  《教育訓練》  　・人材育成／乗務員教育、通信教育受講時の取り扱い、大型／けん引免許取得費用の会社負担  《時短関係》  　・年休8日間の取得に向け環境整備、年休の時間単位付与、改善基準告示の改正に向けた対応強化、残業時間の平準化  《賞罰規定》  　・無事故報奨金の引き上げ、表彰制度の創設  《手当関係》  　・年度末一時金(インフレ手当)、走行／幹線輸送／乗務／運行手当の増額、無事故手当の支給／増額、精勤手当の支給　等  《健康管理・安全衛生》  　・事故防止の取組強化、検診項目の充実、健康投資／検査／脳ドック費用補助／対象者拡大、ワクチン接種費用補助　等  《福利厚生》  　・失効年休積立休暇制度の導入／取得要件見直し、慶弔休暇の分割取得(葬儀・法要)／付与拡充、昼食代の補助　等　　他 |
| 一　時　金　関　連 | 春　闘  交渉時 | 【各業種別部会の要求基準】  ○トラック部会  　・1人平均110万円中心  ○軌道・バス部会  　・「年間臨時給として前年実績＋αの確保」を要求する。具体的には目標を5.0か月、最低でも3.50か月以上(前年実績3.39か月とする。また、金額で要求する場合は、前年実績以上を要求する。  ○ハイヤー・タクシー部会  　・臨時給制度がある場合、前年実績(年間)＋年収の1.67％。臨時給制度が無い場合は、①定昇相当分＋②実質生活向上分・物価上昇分・格差是正分を併せて5.00％。  ○自動車学校・一般業種部会  　・6か月(最低4か月以上を獲得目標とし、前年実績がこれを上回る組合の獲得目標は、  　　前年実績以上とする) |
| 季　別  交渉時 | 【夏季・年末】  上記春闘時と同一基準 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 原則として2月末まで  遅くとも3月末までに提出 | ○解決目標  　・第1ブロック(3～5月交渉組合)：5月末  　・第2ブロック(6月以降の交渉組合)：8月末 | ― |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。